



～千葉県内の自転車に関係する死亡・重傷事故～

令和6年中の県内の自転車に関係する死亡・重傷事故の発生状況は、千葉県警の調べで以下のとおりとなります。

【死亡・重傷事故発生件数と事故類型】

- ◇ 死亡・重傷事故発生件数 : 409件
- ◇ 「自転車」対「車両」の事故件数 : 347件
- ◇ 自転車乗車中の当事者数 : 440人
(自転車が第1当事者 99人 構成率22.5%)



※ 特徴

- ・自転車対車両の事故が全体の約8割を占めており、このうち、出会い頭の事故が約5割を占めている
- ・自転車乗車中の当事者は75歳以上が最多である(440人中92人)
- ・高校生は、他の年齢層と比較して第1当事者の割合が高い(36.6%)

【自転車乗車中の事故当事者の違反】

- ◇ 自転車乗車中の当事者の違反の有無 : 違反あり(105件) 違反なし(282件)
- ◇ 主な違反の内訳
 - 安全不確認 : 45人(42.9%)
 - 運転操作不適 : 9人(8.6%)
 - 信号無視 : 12人(11.4%)
 - 指定場所一時不停止 : 11人(10.5%)



※ 特徴

- ・自転車乗車中に何らかの違反が認められる割合は、死者・重傷者で約3割を占めている
- ・違反内訳では安全不確認が約4割を占めている

【ヘルメット着用率】

- ◇ 自転車乗車中の死者・重傷者のヘルメット着用率は17.3%で、令和5年(13.8%)より増加している
- ◇ 自転車乗車中の死者・重傷者の年齢層別ヘルメット着用率は、中学生が35.8%と最も高く、高校生は6.8%と最も低い

自転車に乗ったらあなたもドライバー

一定のケーブルカッター・ボルトクリッパーの 隠 匿 携 帯 が 禁 止 に な り ま し た ！

令和7年9月1日以降、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（金属盗対策法）」の施行に伴い、業務上の必要性など正当な理由なく、一定の長さ又は機構を有するケーブルカッター及びボルトクリッパーを隠して携帯する「隠匿携帯」が禁止されました。

【指定金属切断工具の種別と要件】

金属盗対策法で禁止されているのは「指定金属切断工具」で、ケーブルカッターやボルトクリッパーなど、特定金属を切断する能力を持ち、一般消費者が日常生活で用いることが少なく、かつ、特定金属製物品の搾取に供されるおそれ大きいと政令で定められた工具を指します。

ケーブルカッター	ボルトクリッパー
	
主に銅線ケーブルを切断するための専用工具 《携帯禁止サイズ》 長さ45cm以上のもの、ラチェット（回転式の刃体を特定方向にのみ回転させる機構）を備えているもの。	工事現場などで使用される鉄線（番線・針金・釘・鉄筋・チェーンなど）を切断する専用工具 《携帯禁止サイズ》 長さ75cm以上のもの、電気装置又は油圧装置を備えているもの。

【罰則】 1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

〈連絡先〉

茂原市役所 市民部 生活課

TEL 0475-20-1505（月～金 8:30～17:15）

